

お知らせ

函 教 生

令和7年(2025年)10月10日

報道機関 各位

函館市教育委員会生涯学習部
生涯学習文化課

令和7年函館市文化賞受賞者の決定について
このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 令和7年函館市文化賞受賞者および贈呈式

(1) 受賞者

音 楽 布施谷 信子 (ふせや のぶこ) 氏

食文化 函館西部地区バル街実行委員会

(はこだてせいぶちくぼるがいじっこういいんかい)

自然科学・人文科学 木村 マサ子 (きむら まさこ) 氏

(2) 贈呈式

日時：令和7年10月31日(金) 午前11時から

場所：プレミアムホテル - CABIN PRESIDENT - 函館

2 配付資料

(1) 受賞者の履歴書および功績調書

(2) 函館市文化賞受賞者内訳

(3) 函館市文化賞条例

3 その他

令和7年9月25日に開催された函館市文化賞審議会において審議
し、受賞者を決定。

函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課

村越，石橋

電話 0138(21)3464

令和7年函館市文化賞
(報道用資料)

(令和7年10月10日調製 生涯学習部生涯学習文化課)

功 績 調 書

ふ せ や のぶ こ
布 施 谷 信 子

氏は、昭和35年にアカシア会ピアノ教室を設立し、長きにわたりピアノ教育の指導に尽力し、本年、創立65周年を迎えた。これまで数多くのコンクール上位入賞者や音楽大学進学者など、現在音楽活動で活躍する人物を輩出するとともに、市内の小学校、中学校、高校および大学において長年学生の音楽指導に携わり、後進の指導育成に努めた。

また、昭和35年に函館音楽協会へ入会し、その後、幹事長、副会長および評議員を務め、会の発展に尽力したほか、昭和58年より15年間にわたり日本ショパン協会北海道支部函館委員長として数多くの演奏会の企画および開催を行い、本市の音楽文化の振興に貢献した。

功 績 調 書

はこだてせいぶちくぼるがいじっこういんかい
函館西部地区バル街実行委員会

同実行委員会は、歴史的街並みが残る函館西部地区の魅力を再発見・再評価し、食・文化・人の交流を通じて、地域の活性化と文化の振興を図ることを目的に20年以上にわたり「函館西部地区バル街」を開催しており、スペイン・バスク地方のバル文化から着想を得ながら、本市の歴史的建造物や西部地区の街並み、地元の食文化、音楽、芸術などの多様な文化が融合された函館独自のスタイルとして国内外に広く発信してきた。

また、市民・観光客双方に愛される地域イベントとして地域経済に好影響を与えてきたほか、本市のブランド力向上と魅力の再認識にも繋がっており、本市の文化の振興・発展に貢献した。

功 績 調 書

きむら まさこ
木村 マサ子

氏は、長年にわたり函館山に関する仕事や活動を通じて、函館山の魅力や自然保護の重要性を広く伝えてきたほか、函館産業遺産研究会の一員として、平成11年から、それまで調査や整備がされていなかった、函館山にある「函館要塞」について調査研究を行い、その全容解明のために尽力してきた。

また、地域住民やボランティア団体、行政等と協働して環境問題に取り組むとともに、北海道アウトドアガイドとして地元の学生や大人に向けた見学ツアーの企画や、修学旅行生向けの体験学習を実施し、自然環境保護を学習する機会を提供するなど、地域の自然環境の保護に貢献した。

函館市文化賞受賞者内訳（分野別）

昭和25年～令和6年受賞者

分 野								個人	団体	計
音 楽								8	4	12
文 学								15	2	17
美 術	絵画	書道	版画	彫刻	写真	漆器工芸	デザイン	27	3	30
	9(1)	11(1)	2	2	3(1)	2	1			
芸 能	邦楽舞踊	華道茶道	演劇	琵琶・詩吟	歌舞伎	民謡	洋楽舞踊	39	6	45
	18(1)	15(2)	1(1)	4	3(1)	1	3(1)			
自 然 科 学								34	0	34
人 文 科 学								36	4	40
その他 の文化	映画	朗読	国際交流	スポーツ				2	3	5
	2(1)	1(1)	1(1)	1						
合 計								161	22	183

() 内は団体で内書

函館市文化賞条例

昭和41年3月28日条例第29号

改正

平成26年3月14日条例第1号

平成30年3月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、函館市の文化の発達に貢献した個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 文化賞は、個人または団体で、函館市の芸術（音楽、文学、美術、舞踊その他の芸術をいう。）、芸能（雅楽、歌舞伎、講談、落語その他の芸能をいう。）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、科学（自然科学、人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

(表彰の方法)

第3条 文化賞は、賞状及び記念品とし、これに賞金を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 文化賞の授賞は、文化の日に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、文化の日以外の日に行うことができる。

(審議会)

第5条 文化賞受賞者の選考のため函館市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者等の中から市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、中途において委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし、職能によつて委嘱された委員がその職を退任したときは、委員を辞任したものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 [略]

附 則（平成26年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。